

10. 防災対策委員会細則

(総則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約第80条の規定に基づき、理事会の業務を支援するため、本委員会を設立するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は防災対策委員会と称する。

(目的)

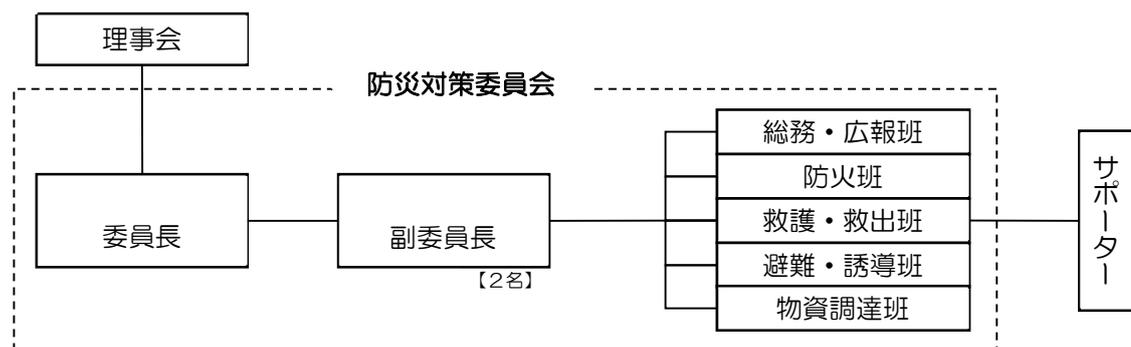
第3条 委員会は、エステート落合5-8団地住民の自主的な防災意識の高揚を図るとともに、震災時その他あらゆる災害に対し、地域住民の生命財産を守るため初期消火、避難誘導、救護、治安の維持、物資の調達等にあたり、地域住民の安全確保を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 組織及び当委員会の位置付けは以下とする。

委員長1名、副委員長2名(1名は副理事長)、各班長5名の計8名程度で構成。防火班長は防火管理有資格者とする。活動支援のために階段口ごと10~15戸に1名のサポーターをおく。尚、有事の際は理事長を本部長とし、災害対策本部を組織する。

【組織】



(委員の選任)

第5条 委員及びサポーターは、組合員又は組合員の配偶者若しくは成人である一親等の親族で参加協力を申し出た者および組合員が推薦をする者について、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則通常総会の翌日から次の通常総会の日までとし再任を妨げない。

(委員長の選任)

第7条 委員長は委員の互選により選任する。

(委員会の招集)

第8条 防災対策委員会は、委員長が必要の都度召集する。

(会計)

第9条 委員会の業務に必要な経費および委員の活動費は原則として管理組合の負担とする。

附則

この細則は、2023（令和5）年5月22日から施行する。

（1988〔昭和63〕年5月9日 制定）

（2016〔平成28〕年5月8日 改正）

（2018〔平成30〕年5月20日 改正）

（2020〔令和2〕年5月31日 改正）

（2023〔令和5〕年5月21日 改正）